

文教委員会資料

1 陳情の審査

- (1) 陳情第165号 別居家庭における児童虐待等を防止するための教育現場対策に関する陳情

資料 陳情第165号 別居家庭における児童虐待等を防止するための教育現場対策に関する陳情について

参考資料 「児童生徒指導ハンドブック（暫定版）」（令和4年4月教育委員会事務局）抜粋

教育委員会事務局

（令和5年3月13日）

陳情第165号 別居家庭における児童虐待等を防止するための教育現場対策に関する陳情について

1 幼稚園における教育支援について

■学校教育法

(教育の支援)

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第24条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

2 教育機関の情報連携について

■小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)(平成31年3月29日)

【一部抜粋】

幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所及び幼保連携型認定こども園(以下「幼稚園等」という。)と小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)及び特別支援学校小学部との緊密な連携を図る観点から、幼稚園等においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いします。

[別紙1] 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等

[1] 学籍に関する記録

学籍に関する記録については、原則として学齢簿の記載に基づき、学年当初及び異動の生じたときに記入する。

- 1 児童の氏名、性別、生年月日及び現住所
- 2 保護者の氏名及び現住所
- 3 入学前の経歴

小学校及び特別支援学校小学部(以下「小学校等」という。)に入学するまでの教育・保育関係の略歴(在籍していた幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所又は幼保連携型認定こども園等の名称及び在籍期間等)を記入する。なお、外国において受けた教育の実情なども記入する。

3 児童相談所での児童虐待対応相談件数

【厚生労働省ホームページより】

●児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移（全国） ※令和3年度（速報値）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3
件数	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,659
前年度比	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%

●児童相談所での児童虐待相談対応件数

都道府県・指定都市・ 児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和2年度	令和3年度	対前年度増減件数	
川崎市	3,851	3,965	114	3%
横浜市	8,853	7,659	▲1,194	▲13%
相模原市	1,636	1,976	340	21%
神奈川県	7,021	7,195	174	2%

●児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
令和元年度	49,240 (25.4%)	33,345 (17.2%)	2,077 (1.1%)	109,118 (56.3%)	193,780 (100.0%)
令和2年度	50,035 (24.4%)	31,430 (15.3%)	2,245 (1.1%)	121,334 (59.2%)	205,044 (100.0%)
令和3年度	49,238 (23.7%) (▲797)	31,452 (15.1%) (+22)	2,247 (1.1%) (+2)	124,722 (60.1%) (+3,388)	207,659 (100.0%) (+2,615)

●児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

経路		令和元年度		令和2年度		令和3年度（速報値）	
家族親戚		15,799	(8.2%)	16,765	(8.2%)	17,344	(8.4%)
近隣知人		25,285	(13.0%)	27,641	(13.5%)	28,075	(13.5%)
児童本人		1,663	(0.9%)	2,115	(1.0%)	2,529	(1.2%)
都道府県・ 指定都市等	児童相談所	9,313	(4.8%)	9,947	(4.9%)	9,584	(4.6%)
	福祉事務所	1,552	(0.8%)	1,466	(0.7%)	1,634	(0.8%)
	保健センター	467	(0.2%)	705	(0.3%)	808	(0.4%)
市町村	福祉事務所	8,890	(4.6%)	8,265	(4.0%)	9,044	(4.4%)
	保健センター	396	(0.2%)	405	(0.2%)	309	(0.1%)
児童福祉施設	保育所	1,616	(0.8%)	1,607	(0.8%)	1,663	(0.8%)
	児童福祉施設	1,255	(0.6%)	1,346	(0.7%)	1,183	(0.6%)
保健所・ 医療機関	保健所	232	(0.1%)	233	(0.1%)	226	(0.1%)
	医療機関	3,675	(1.9%)	3,427	(1.7%)	3,608	(1.7%)
警察		96,473	(49.8%)	103,625	(50.5%)	103,104	(49.7%)
児童委員		148	(0.1%)	150	(0.1%)	135	(0.1%)
学校等	幼稚園	525	(0.3%)	479	(0.2%)	524	(0.3%)
	学校	13,856	(7.2%)	13,644	(6.7%)	13,972	(6.7%)
	教育委員会	447	(0.2%)	553	(0.3%)	448	(0.2%)
その他		12,188	(6.3%)	12,671	(6.2%)	13,469	(6.5%)
総計		193,780	(100.0%)	205,044	(100.0%)	207,659	(100.0%)

XII 児童生徒を取りまく様々な課題

1 児童虐待

- 児童虐待は、保護者（親または親に代わる養育者）が子どもの心や体を傷つけ、子どもの健全な成長・発達に悪影響を及ぼす行為をすることを指します。虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるととともに、次の世代に引き継がれる恐れもあり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。最悪の場合、子どもを死に至らしめる事例も少なくありません。保護者による虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されるものではありません。

(1) 児童虐待の状況

- 虐待は子どもの心と身体の発育に様々な影響を与えるばかりか、子どもに生涯残る深い傷を残し、死亡や重度の障害に至るような著しい暴力・放置にエスカレートし、被害を受けた子どもが他者に加害行為を行ったり、虐待が世代間に連鎖したりする傾向があります。
- 令和2年度中に、全国215か所の児童相談所が虐待相談として対応した件数は10年前の約4倍と急増しています。令和2年度の本市調査によると、児童相談所への相談通告受付件数は3,733件と、過去最多となっています。相談通告内容は、心理的虐待が全体の約63%を占め、増加の要因として、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの児童相談所への通告が増加していることが考えられます。

児童虐待の形態	
身体的虐待	首を絞める、殴る、蹴る、熱湯をかけることなどで、外側からは簡単に見えない場所に外傷があることも多くあります。
性的虐待	子どもにわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせることで、わいせつ画像の被写体などに子どもを強要することもあります。
ネグレクト	適切な食事を与えない、極端に不潔な環境の中で生活をさせる、子どもを置き去りにする、子どもを通学させないことなどがあります。
心理的虐待	子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応など、子どもの心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うことで、子どもの目の前で配偶者等に対する暴力を行うことなども含まれます。

(2) 学校の対応の在り方

- 学校の教職員は虐待を発見しやすい立場にあります。虐待はどこにでも起こり得るという認識に立ち、子どもや保護者の状況をめぐる「違和感」を見逃さないことが重要です。「聞くことでかえって子どもが危ない」等と考え、躊躇することで子どもへのリスクが高まる可能性があります。
- 子どもを日常的に観察することが大切です。特に身体測定や内科検診、歯科検診、水泳指導などは早期発見しやすい機会です。また、虐待により食事を与えられていない場合もあり、給食の喫食状況なども観察のポイントになります。
- 虐待を受けている子どもは、自己防衛や保護者に対する複雑な思いのために虐待の事実を隠すことや虐待されているという自覚がないことを念頭に置く必要があります。
- 「違和感」をもった教職員は、迅速にCO等に報告します。管理職は対策会議を招集し情報収集、事実確認ののち、虐待の疑いがあれば児童相談所への通告を行います。

(3) 関係機関への相談・通告

- 児童虐待の防止等に関する法律では、「虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに児童相談所などに通告しなければならない」「当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」と定められています。
- 虐待の有無を判断するのは児童相談所等であることを踏まえ、学校は保護者との関係悪化等を懸念し通告を躊躇することなく、速やかに通告することが重要です。たとえ情報が誤りだったとしても責任は問われません。また、同法では、保護者に通告元は知らされません。



4 学校における情報の取り扱いについての法令等

■学校教育法施行令（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）

第一章 就学義務

第一節 学齡簿

（学齡簿の編成）

第1条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齡児童及び学齡生徒（それぞれ学校教育法（以下「法」という。）第十八条に規定する学齡児童及び学齡生徒をいう。以下同じ。）について、学齡簿を編製しなければならない。

2 前項の規定による学齡簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。

3 市町村の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、第一項の学齡簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

4 第一項の学齡簿に記載（前項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学齡簿にあつては、記録。以下同じ。）をすべき事項は、文部科学省令で定める。

■学校教育法施行規則（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）

第30条【抜粋】 学校教育法施行令第一条第一項の学齡簿に記載（同条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学齡簿にあつては、記録。以下同じ。）をすべき事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

1 学齡児童又は学齡生徒に関する事項 氏名、現住所、生年月日及び性別

2 保護者に関する事項 氏名、現住所及び保護者と学齡児童又は学齡生徒との関係

3 就学す学校に関する事項

イ 当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）に就学する者について、当該学校の名称並びに当該学校に係る入学、転学及び卒業の年月日

■民法

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができる。

4 前三項の規定によつては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

（親権者）

第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

■学校教育法施行規則（令和4年文部科学省令第三十四号による改正）

第3節 管理

第24条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

- ② 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。
- ③ 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三十三号）第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

5 要望項目に対する本市の考え方

【項目1～5までについて】

学校では、児童生徒を通じて、連絡先等の情報を保護者から届け出ていただいております。児童生徒の安全確保のために、学校は、届け出に記載のある保護者等とのみ連絡をとり、学校行事への参加や面談等を行っているところでございます。

1～5までの要望項目につきまして、別居されている方への連絡や行事への参加、面談等が必要である場合は、父母間で連絡を取り合ってお対応いただくこととなります。離婚された場合には、民法第766条に規定する「父母」の「協議」により定めていただくものと考えております。

【項目6について】

学校は、保護者の方から届け出ていただいた連絡先等に基づき、保護者へ適切な対応をしているものと考えているため、今後、教職員を対象とした共同養育についての研修等は考えておりません。

【項目7について】

児童生徒が転学した場合においては、学校教育法施行規則第24条に基づきまして、指導要録等の写しを作成し、転学先の校長等に送付し、情報の連携を行っているところでございます。